

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟  
登録競技者・スタッフ行動規範

1. 制定の趣旨

この規範は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)に登録している競技者及びそのスタッフ(以下「登録競技者等」という。)が、競技者の競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが連盟を代表する競技者又はスタッフであり、健全な生徒、学生又は社会人として規律ある行動をとる責務を負っていることに鑑み、登録競技者等が遵守すべき基本的な行動基準を定め、もって連盟に対する社会的信頼を確保するとともに、ボブスレー・リュージュ・スケルトン競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。

2. 行動規範

(1) 登録競技者等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

① 法令及びその他諸規則・社会ルールの遵守

法令及びその他諸規則・社会ルール(以下を「法令等」という。)を遵守し、常に良識を持って誠実に行動すること。

また、他の者に対し法令等に違反する行為を指示・教唆し、又は他の者が行った法令等に反する行為を黙認せず、かつ、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

② 差別の排除

社会生活・競技活動においては、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ及び学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

また、それぞれの立場を利用した各種ハラスメントを行ってはならない。

③ 社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

④ その他の遵守事項

i. 連盟主催の競技会、行事等への参加

連盟の主催する大会、行事等には必ず参加すること。健康上の理由以外で参加できないときは、予め連盟に届け出て、承認を得るものとする。

ii. 指定衣服の着用

連盟主催の競技会又はその他の団体が開催する競技会において、指定の衣服があるときは、その衣服を着用すること。なお、衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方による。

iii. ドーピング行為の禁止

ドーピングは行ってはいけない。

健康上の理由により止むを得ず薬物等を服用する場合には、必ず事前に医師に相談しドーピングに当たらないことを確認した上で服用すること。

なお、競技前に薬物等を服用する場合には、予め連盟にその旨を報告しなければならない。

#### iv. 礼儀礼節の保持

一般社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、一人ひとりが連盟を代表する競技者又はスタッフとしての自覚と責任をもって行動すること。

また、タトゥー、社会常識を逸脱した異常な髪色等をしてはならない。

#### v. 日本代表選手選抜時の行動規範等の遵守

登録競技者等のうち、日本代表選手に選抜された者は、当該選手団の団長又は監督が定める行動規範や指示事項を必ず遵守すること。

(2)強化指定選手・スタッフ等(連盟に登録した者のうち、著しく能力に優れ、国際大会において好成績を収めることが期待される競技者(日本代表選手を含む。)とその活動をサポートするスタッフであって、連盟がその旨を指定したものをいう。以下同じ。)は、前項に定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

##### ①海外派遣時の服装

日本の代表に相応しい、清潔感があり好感のもてる服装を心がけること。

##### ②マスコミ出演及びマスメディア取材

テレビ若しくはラジオ等への出演し、又は新聞若しくは雑誌等の取材(以下、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌その他のメディアを「マスメディア」と総称する。)を受けるにあたっては、事前に当該マスメディアから連盟に対して依頼書を提出してもらい、また強化指定選手・スタッフ等は連盟に届出書を提出して、その承認を得ること。

##### ③ソーシャルメディア

ソーシャルメディア等(ブログ、ミクシィ・ツイッター、フェイスブックなどをいう。)において、ボブスレー・リュージュ・スケルトンに関する自身の経験などを投稿するときは、次の事項に注意すること。

- ・原則として、投稿する内容は日記形式であること。
- ・他の人の写真をソーシャルメディア等を通じて投稿する場合には、事前に本人の承諾を得るよう勤めること。
- ・投稿する内容には自身が責任を負うものとし、他の人の誹謗中傷を内容とする投稿をしないこと。
- ・オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと。

##### ④スポーツマネージメントとの契約

スポーツマネージメント契約を締結するときは、事前に連盟に相談すること。

既に契約している場合は、強化指定選手は、契約の相手方であるスポーツマネージメン

ト会社の会社名、担当者名を連盟に連絡すること。

なお、強化指定選手等は、連盟の定める強化方針又は規約等を遵守するとともに、これらをスポーツマネジメント会社との契約条項より優先すること。

⑤連盟との良好なコミュニケーションの保持

連盟が強化指定選手・スタッフ等と一体となって競技力の向上を目指していることに鑑み、必ず次の事項を報告し、又は連絡すること。

- ・練習場所、活動場所
- ・年間スケジュール
- ・指導者の氏名及び連絡先
- ・事故、怪我等
- ・その他競技力の向上を目指すために必要な事項

3. 違反者の処分

この規範に違反したとき又は違反する行為を知ったときは、登録競技者等は、直ちに、連盟のコンプライアンス・倫理委員会に報告するものとし、連盟は、当該委員会の審議に基づき強化指定の解除や諸規則に則った処分を行う。

4. 附則

この規範は、平成25年4月12日から施行する。